(一)　登録年月日　平成二十六年十一月十一日
(二)　登録番号　操更講第八十五号
(三)　登録操縦免許証更新講習実施機関の氏名　山本　章
(四)　住所　兵庫県神戸市灘区桜口町五丁目三番三―二〇六号
(五)　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　西日本海技専門学院　兵庫県神戸市灘区桜口町五丁目三番三―二〇六号

登録操縦免許証失効再交付講習の登録に関する公示

　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の二の規定により次の操縦免許証失効再交付講習を登録したので、同規則第八十四条の四において準用する第四条の二十二第一号の規定により、公示する。

　平成二十六年十一月二十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

(一)　登録年月日　平成二十六年十一月十一日
(二)　登録番号　操失講第八十五号
(三)　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の氏名　山本　章
(四)　住所　兵庫県神戸市灘区桜口町五丁目三番三―二〇六号
(五)　登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　西日本海技専門学院　兵庫県神戸市灘区桜口町五丁目三番三―二〇六号

登録海技免許講習の登録事項の変更に関する公示

　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

　平成二十六年十一月二十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

(一)　登録海技免許講習実施機関の名称　長崎県立長崎鶴洋高等学校
(二)　代表者の氏名
　（変更前）中村　定
　（変更後）木戸　隆
(三)　変更年月日　平成二十六年四月一日

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する第十七条の五第二号の規定により、公示する。

　平成二十六年十一月二十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

(一)　登録船舶職員養成実施機関の名称　長崎県立長崎鶴洋高等学校
(二)　代表者の氏名
　（変更前）中村　定
　（変更後）木戸　隆
(三)　変更年月日　平成二十六年四月一日

登録操縦免許証更新講習の登録事項の変更に関する公示

　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十において準用する第十七条の五の規定により次の登録操縦免許証更新講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の三十において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

　平成二十六年十一月二十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

(一)　登録年月日　平成二十六年十一月十一日
(二)　登録番号　操更講第八十五号
(三)　登録操縦免許証更新講習実施機関の氏名　株式会社ＪＥＩＳ北海道教習センター
(四)　住所　兵庫県神戸市灘区桜口町五丁目三番三―二〇六号
(五)　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　西日本海技専門学院　兵庫県神戸市灘区桜口町五丁目三番三―二〇六号

登録操縦免許証失効再交付講習の登録に関する公示

　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の二の規定により次の操縦免許証失効再交付講習を登録したので、同規則第八十四条の四において準用する第四条の二十二第一号の規定により、公示する。

　平成二十六年十一月二十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

(一)　登録年月日　平成二十六年十一月十一日
(二)　登録番号　操失講第八十五号
(三)　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の名称　株式会社ＪＥＩＳ北海道教習センター
(四)　住所　兵庫県神戸市灘区桜口町五丁目三番三―二〇六号
(五)　登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　西日本海技専門学院　兵庫県神戸市灘区桜口町五丁目三番三―二〇六号

登録海技免許講習の登録事項の変更に関する公示

　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

　平成二十六年十一月二十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

(一)　登録海技免許講習実施機関の名称　株式会社ＪＥＩＳ北海道教習センター
(二)　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の所在地
　（変更前）函館市海岸町二二番五号　共栄運輸ビル
　（変更後）函館市海岸町二二番五号　函館港湾福利厚生会館
(三)　変更年月日　平成二十五年九月十九日
(四)　登録操縦免許証更新講習実施機関の名称　佐名　博
(五)　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の名称
　（変更前）佐名海事事務所
　（変更後）佐名海事登録事務所
(六)　変更年月日　平成二十六年十月十五日

登録操縦免許証失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示

　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の四において準用する第四条の十の規定により次の登録操縦免許証失効再交付講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第八十四条の四において準用する第四条の二十二第二号の規定により、公示する。

　平成二十六年十一月二十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の名称　株式会社ＪＥＩＳ北海道教習センター
(二)　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の所在地
　（変更前）函館市海岸町二二番五号　共栄運輸ビル
　（変更後）函館市海岸町二二番五号　函館港湾福利厚生会館
(三)　変更年月日　平成二十五年九月十九日
二(一)　登録操縦免許証更新講習実施機関の名称　佐名　博
(二)　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の名称
　（変更前）佐名海事事務所
　（変更後）佐名海事登録事務所
(三)　変更年月日　平成二十六年十月十五日

登録操縦免許証失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示

　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の四において準用する第四条の十の規定により次の登録操縦免許証失効再交付講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第八十四条の四において準用する第四条の二十二第二号の規定により、公示する。

　平成二十六年十一月二十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の名称　株式会社ＪＥＩＳ北海道教習センター
(二)　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の所在地
　（変更前）函館市海岸町二二番五号　共栄運輸ビル
　（変更後）函館市海岸町二二番五号　函館港湾福利厚生会館
(三)　変更年月日　平成二十五年九月十九日
二(一)　登録操縦免許証更新講習実施機関の名称　佐名　博
(二)　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の名称
　（変更前）佐名海事事務所
　（変更後）佐名海事登録事務所
(三)　変更年月日　平成二十六年十月十五日

労　働

争議行為の通知の公表について

　労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、東京民医連労働組合健和会支部から、年末一時金等の要求に関して、平成26年11月23日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（埼玉県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

　平成26年11月21日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

埼　玉　県
　みさと健和病院、みさと健和団地診療所、みさと健和歯科、みさとひろばクリニック、クリニックふれあい早稲田、小規模多機能サービス「馬渡さんの家」、デイサービスセンター采女の郷
東　京　都
　柳原病院、柳原リハビリテーション病院、柳原診療所、健愛クリニック、柳原もん宿診療所、柳原老人保健施設千寿の郷、柳原歯科、四ツ木診療所、蒲原歯科診療所、蒲原歯科診療所、特別養護老人ホーム「葛飾やすらぎの郷」、新宿在宅サービスセンター、デイサービスセンター、かばらデイサービスセンター、デイサービスセンターすこやか、デイサービスセンターみたかなまち、デイサービスセンターかねがふち、デイサービスセンターかねがふち、ファミリーケア訪問入浴、よりみち、グループホーム福さん家、グループホーム青戸、グループホームなまち、グループホーム千住大川、グループホームかねがふち、グループホームみたか、グループホーム平和、小規模多機能ホーム「すこやかの家」、業平、小規模多機能サービス「よりみちの家」、業平」、小規模多機能サービス「葛西みなみ」及びすみれ訪問介護ステーション